議第154号

グリーンピアせとうち設置条例の一部を改正する条例の制定について

グリーンピアせとうち設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

グリーンピアせとうち設置条例の一部を改正する条例

グリーンピアせとうち設置条例(平成17年呉市条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	
(目的及び設置)	
lan. An	١.

を設置する。

名称	位置
グリーンピアせとう	呉市安浦町大字三津口字高須 <u>326番48</u> ほか
5	

別表(第13条,第14条関係)

1 宿泊施設(ホテル棟)使用料

客室の区		使用料(一人1泊につき)					
分	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人利用		
和室8畳	14, 1	10, 90	9, 250	8, 220			
	90円	0円	<u>円</u>	<u>円</u>			
和室10	15, 9	12, 13	10, 90	9, 250	_		
畳	40円	0円	0円	<u>円</u>			
洋室ツイ	12, 0	9, 250	_	_	_		
ン	30円	<u>円</u>					

(目的及び設置)

|第1条 市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し、健|第1条 市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し、健 康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するため、次の施設 康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するため、次の施設 を設置する。

改正後

名称	位置
グリーンピアせとう	呉市安浦町大字三津口字高須10326番48
ち	ほか

別表 (第13条, 第14条関係)

1 宿泊施設(ホテル棟)使用料

	•					
客室の		使用料(一人1泊につき)				
区分	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人利用	
和室8畳	14, 45	11, 10	9, 420	8, 370	_	
	0円	0円	<u>円</u>	<u>円</u>		
和室10	16, 23	12, 35	11, 10	9, 420	_	
畳	<u>0円</u>	0円	0円	<u>円</u>		
洋室ツイ	12, 25	9, 420	_	_	_	
ン	0円	<u>円</u>				

洋室デラ	12, 0	9, 250	_	_	_
ックスツ	30円	<u>円</u>			
イン					
洋室トリ	14, 1	10, 90	9, 250	_	_
プル	90円	0円	<u>円</u>		
特 6 畳洋	—	15, 94	14, 70	12, 54	11, 41
室ツイン		0円	0円	0円	<u>0円</u>
身体障害	12, 0	9, 250	_	_	_
者用洋室	30円	<u>円</u>			
ツイン					

2 宿泊施設 (ロッジ棟) 使用料

客室の区分	使	使用料(一人1泊につき)				
和室10畳卜	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用		
イレ付き						
	10,90	9, 250	7, 610	6, 580		
	0円	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
和室24畳	4人利用	5人利用	6人利用	7人以上利		
				用		
	10,90	9, 250	7, 610	6, 580		
	0円	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		

3 大浴場(お湯都ぴあ)使用料

区分	使用料(一人1回につき)	
大人	<u>1,</u>	020円
小人		5 1 0 円

4 会議・研修施設使用料

洋室デラ	12, 25	9, 420	_	_	_
ックスツ	0円	<u>円</u>			
イン					
洋室トリ	14, 45	11, 10	9, 420		_
プル	0円	0円	<u>円</u>		
特 6 畳洋		16, 23	14, 97	12, 77	11,62
室ツイン		0円	0円	0円	<u>0円</u>
身体障害	12, 25	9, 420	_	_	_
者用洋室	0円	<u>円</u>			
ツイン					

2 宿泊施設(ロッジ棟)使用料

客室の区分	使用料(一人1泊につき)				
和室10畳ト	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用	
イレ付き					
	11, 10	9, 420	7, 750	6, 700	
	0円	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	
和室24畳	4人利用	5人利用	6人利用	7人以上利	
				用	
	11, 10	9, 420	7, 750	<u>6,700</u>	
	0円	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	

3 大浴場(お湯都ぴあ)使用料

区分	使用料(一人1回につき)
大人	1,030円
小人	5 1 0 円

4 会議・研修施設使用料

区分		使用料			
	9時から12時	12時から17	17時から21		
	まで	時まで	時まで		
サンライズホ	8,530円	14,190円	11,310円		
ール					
セミナー室	<u>4,010円</u>	6,780円	5,340円		
(大)					
セミナー室	1, 950円	3,290円	2, 570円		
(中)					
特別会議室	3,080円	5,140円	4,110円		

5 テニスコート使用料

区分		使用料(1面1時間につき)	
		クレイコート	オムニコート
平日	9時から17	860円	1, 080円
	時まで		
	17時から2	1, 290円	1,720円
	1時まで		
土・日・祝日	9時から17	1, 290円	1,720円
	時まで		
	17時から2	1,720円	2, 160円
	1時まで		

6 スポーツグランド使用料

区分	使用料
1時間につき	1,620円
1日につき	<u>10,800円</u>

区分	使用料		
	9時から12時	12時から17	17時から21
	まで	時まで	時まで
サンライズホ	8,680円	14,450円	11,510円
ール			
セミナー室	4,080円	6,900円	5, 430円
(大)			
セミナー室	1, 980円	3,350円	2,610円
(中)			
特別会議室	3, 130円	5,230円	4, 180円

5 テニスコート使用料

区分		使用料(1面1時間につき)	
		クレイコート	オムニコート
平日	9時から17	870円	1, 100円
	時まで		
	17時から2	1, 310円	1,750円
	1時まで		
土・日・祝日	9時から17	1, 310円	1,750円
	時まで		
	17時から2	1, 750円	2, 200円
	1時まで		

6 スポーツグランド使用料

区分	使用料
1時間につき	1,650円
1日につき	11,000円

7 レインボーホール使用料

区分		使用料		
		バドミントン使用	バレーボール使用	
1面	1時間につき	1,080円	1,620円	
全館貸切り	1時間につき	2, 160円	2, 160円	
	1日につき	15,120円	15,120円	

8 プール使用料

区分	使用料(一人1回につき)	
大人		610円
小人		300円

9 車両入場料

区分	使用料(1台1回につき)	
普通自動車, 小型自動		510円
車及び軽自動車		
バス及びマイクロバス	<u>1,</u>	540円

備考

- (1) ~ (10) 略
- (11)レインボーホールの使用料の額には,<u>バトミントン</u>又はバレーボールの用具に係る使用料を含む。
- (12)~(18) 略

7 レインボーホール使用料

区分		使用料		
		バドミントン使用	バレーボール使用	
1面	1時間につき	1, 100円	1,650円	
全館貸切り	1時間につき	2, 200円	2,200円	
	1日につき	15,400円	15,400円	

8 プール使用料

区分	使用料(一人1回につき)	
大人		620円
小人		300円

9 車両入場料

区分	使用料(1台1回につき)	
普通自動車, 小型自動車		510円
及び軽自動車		
バス及びマイクロバス	<u>1</u> ,	560円

備考

- (1) ~ (10) 略
- (11)レインボーホールの使用料の額には,<u>バドミントン</u>又はバレーボールの用具に係る使用料を含む。
- $(12) \sim (18)$ 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定(備考の改正規定を除く。)は、平成31年10月1日から施行する。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること、広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことにより地番が変 更されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。